

唐土 第 1661 号
令和 7 年 5 月 27 日

関係各位

唐津土木事務所長

唐津港妙見 6 号岸壁の使用再開について（通知）

標記岸壁につきましては、令和 5 年 9 月 5 日付け唐土第 3900 号通知により令和 5 年 9 月 5 日 9 時から使用を禁止していましたが、令和 7 年 5 月 28 日 0 時から使用を再開します。

岸壁の使用再開に当たり、佐賀県港湾管理条例（昭和 47 年条例第 36 号）第 22 条の規定に基づき、使用許可の条件（基準）を別紙のとおり定めたので通知します。

なお、本通知に伴い、令和 5 年 9 月 5 日付け唐土第 3900 号は廃止します。

（担当：唐津土木事務所港湾課 みなと利用担当）

【別紙】

妙見 6 号岸壁の使用許可条件（基準）とその運用について

妙見 6 号岸壁は、計画水深 - 5.5m、設計対象船舶 2,000D/Wとして整備されているが、岸壁付近に - 5.1mの浅所が確認されている。

このため、以下の条件を満たす場合に使用を許可するものとする。

【条件（基準）】

- 船舶の喫水が、水深より 10%の余裕をもって小さいこと。
(岸壁利用中の喫水が、4.63m未満であること： $5.1 / 1.1 = 4.63$)

【運用】

- 妙見 6 号岸壁における新規船舶（総トン数 20 トン未満の船舶を除く）の利用においては、申請者は事前に許可申請を行い、港湾管理者は、設計対象船舶（2,000 D/W）以下であること、喫水が基準未満であることを確認の上、許可するものとする。

【注意事項】

- 港湾管理者が、抜き打ちで岸壁の使用状況の調査を実施します。
- 荷役作業時には、シート張りを行う等の海への落水防止を行ってください。
- 今後、不適切な使用実態が明らかになった場合には、使用条件の見直しや費用負担の請求を行う可能性があります。
- 公共港湾施設の適正な使用について、今後とも、より一層の注意をお願いいたします。